川口市立医療センター開放型病床運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。)第9条の19第1項の規定に基づき、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務を適切に行うため、川口市立医療センター開放型病床運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、施行規則第9条の19第2項に規定する事務を行うほか、開 放型病床(川口市立医療センター開放型病床運営要綱(平成28年10月24 日病院事業管理者決裁)第2条第1項に規定する開放型病床をいう。以下同じ。)の効率的かつ円滑な運営に関し必要な事項を協議する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、地域の医療を確保する上で必要と認められる者で、次に掲げるもの のうちから病院事業管理者が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者 から委嘱する委員の数は、全委員数の半数未満となるようにしなければならな い。
 - (1) 埼玉県南部医療圏において医師、歯科医師、薬剤師等が組織する団体の代表者
 - (2) 医療センターの職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は 関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、診療局総合相談室・がん相談支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、 平成30年6月30日までとする。当該委員の補欠の委員についても同様とす る。